

林産業用機械等整備について

令和4年度から森林整備における作業の効率化や木材の生産拡大を促進し、経営基盤の強化による林産業の活性化を図るため、林産業用機械等の購入に要する経費について補助を行います。

1. 補助対象者

八女市内に住所又は事務所を有する林業者及び林業事業体等

2. 補助の内容

国・県等の補助制度が適用されない林産業用機械等及び機械に装着するアタッチメント等の購入費用(中古機械等を含む)

3. 補助金額

購入費用の40%以内の補助(補助金の上限額4,000,000円)

※補助金の交付は年1回限りとする。

4. その他

事業実施の翌年度から5年間、毎年4月30日までに利用状況報告書を提出すること。

【補助金交付までの流れ】

申請者

八女市長

補助金交付申請書

(事業実施計画書、見積書等、免許証等の写し他)

→

補助金交付決定通知書

←

事業実績報告書

(写真、領収書等)

→

補助金交付

←

稼働状況報告書(納品の翌年度から5年間)

(稼働状況写真、搬出等材積量等)

→